

# 岐阜県公報

号外(一) 平成二十七年十月十一日

## 目次

告示

保安林の指定

(揖斐農林事務所)

ページ  
一

## 告示

岐阜県告示第六百十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次の森林を保安林に指定するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成二十七年十月十一日

岐阜県知事 古田 肇

### 一 保安林の所在場所

揖斐郡揖斐川町北方字西平一三一四の一、字城山二二九一の九、字間戸三四二九の二、三四二九の三(次の図に示す部分に限る。)、三四六三の二、三四六三の九、三四六三の一〇、三四六三の一二、三四六三の二七

### 二 指定の目的

魚つき

### 三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県揖斐農

林事務所及び揖斐川町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年十月十一日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集  
岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社